

いわき市ペーパーレス介護認定審査会システム導入業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、いわき市ペーパーレス介護認定審査会システム導入業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により総合的に評価し、最も適格な受託候補者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要等

- (1) 業務名 いわき市ペーパーレス介護認定審査会システム導入業務委託
- (2) 業務目的 介護保険制度における要介護認定業務のD X化を推進し、業務の効率化等を図るため、介護認定審査会において、これまで紙で閲覧していた資料をデジタル化し、タブレット端末等を使用して資料を閲覧する「ペーパーレス介護認定審査会システム」を導入する。
- (3) 業務内容 別紙「いわき市ペーパーレス介護認定審査会システム導入業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月 31 日まで
- (5) 提案上限額 導入業務（システム初期費用、研修費用）：487,000 円
システム使用料（ライセンス料金、クラウドサービス利用料金、
月額料金・4 か月分） ：996,000 円
計 1,483,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ 導入業務及びシステム使用料のいずれかが上限額を超えた提案は受理しません。

※ 最優秀提案者（受託候補者）と導入業務委託に係る契約を締結します。

※ 令和7年度分のシステム使用料については、導入業務委託料に含めて事業完了後に一括して支払います。

※ 令和8年度からは、別途システム使用契約を受託者と締結する予定です。

詳細は「8 契約締結」を御確認ください。

3 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 2 月 22 日制定）第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

- (5) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和 52 年 3 月 28 日制定）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及び指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- (6) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。

4 プロポーザルのスケジュール

令和 7 年 8 月 26 日（火）	プロポーザル実施要領等の公表（市ホームページ等）
8 月 26 日（火） ～ 9 月 2 日（火）	質問受付期間
9 月 5 日（金）	質問最終回答日
9 月 5 日（金） ～ 9 月 12 日（金）	参加申込受付期間
9 月 17 日（水）	参加資格審査結果通知期限
10 月 7 日（火）	企画提案書提出期限
10 月 14 日（火）	プレゼンテーション審査（予定）
～10 月中旬	審査結果通知
～10 月下旬	契約締結

5 質問の受付及び回答

実施要領等に関する質問は、質問書（様式 9）に内容を簡潔に記載の上、6(3)で示す提出先に提出してください。

(1) 受付期間

令和 7 年 8 月 26 日（火）から 9 月 2 日（火）17 時 15 分まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールにより提出してください。

なお、送信後は電話にて必ず受信確認を行ってください。

(3) 質問に対する回答

参加者の公平を期すため、質問書に対する回答は、市公式ホームページにて令和 7 年 9 月 5 日（金）までに公表します。また、質問の回答については、この要領の追加、補足または修正とみなします。

なお、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保つことができないと判断した場合には、質問に回答しない場合があります。

6 参加申込方法

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を表明するにあたり、次の書類を提出すること。

参加申込書：令和7年9月12日（金）提出期限	
様式 1：参加申込書	
様式 2：暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書	
様式 3：会社概要書	
様式 4：会社業務実績表	
様式 5：業務実施体制表	
添付 1：商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	
添付 2：財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）	
添付 3：国税の納税証明書	
添付 4：いわき市税の納税証明書（市内に事業所等がある場合のみ）	
企画提案書：令和7年10月7日（火）提出期限	
様式 6：企画提案書	
様式 7：見積書	
様式 8：機能要件確認書	

※ 財務諸表については、直近のものであること。

※ 納税証明書については、3か月以内に発行されたものであること。

※ 令和7年度いわき市入札参加資格者名簿に登録されている者は、添付1から添付4までを省略することができます。

(2) 提出書類の配布方法

各様式については、いわき市公式ホームページからダウンロードすること。

URL：<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1752731688093/index.html>

(3) 提出先

住所	〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地
部署名	いわき市 保健福祉部 高齢福祉課 介護保険係
電話	0246-22-7475
電子メール	koreihukushi@city.iwaki.lg.jp

(4) 提出方法

前(3)宛てに持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送の場合は必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」としてください。

市においては、郵送中の事故等の責任は負いませんので、御了承願います。

(5) 提出期限

- ・参加申込書 令和7年9月12日（金）必着

※ 持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分まで

- ・企画提案書 令和7年10月7日（火）必着

※ 持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分まで

(6) 提出部数

- ・参加申込書 2部（正本1部、副本1部）
- ・企画提案書 10部（正本1部、副本9部）

(7) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する提案は、無効とします。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）または第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

(8) 辞退

参加申込書の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式10）を提出することとします。

7 受託者選定方法

(1) 審査方法

提出された提案書類に基づき、提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行います。

別表「評価基準」に基づき提案内容を評価し、評価点の合計が最も高い提案者を「最優秀提案者（受託候補者）」として選定し、次いで評価の高い提案者を「優秀提案者」として選定します。

なお、提案者が1者の場合であっても審査は実施することとし、審査の結果、最低基準（満点の6割）以上の評価点を得た場合には、その提案者を「最優秀提案者（受託候補者）」として選定し、最低基準を満たさない提案は不採択となります。

(2) 審査体制

市が設置する「いわき市ペーパーレス介護認定審査会システム導入業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会という）」において審査、選定を行います。

(3) プレゼンテーション審査

企画提案書の内容についての説明及び提出書類の内容等に関する質疑応答を行う場として、プレゼンテーションを次のとおり実施します。

ア 日時 令和7年10月14日（火）実施予定（詳細は別途通知します。）

イ 場所 いわき市役所 本庁舎3階 災害対策本部会議室（予定）

ウ 方法 提案者からの説明・デモ（30分以内とする）及び質疑応答（10分程度）

エ 留意事項

(ア) プレゼンテーションは原則３名以内で行うこととします。

(イ) プレゼンテーションは、企画提案書の説明と表現を補足するための追加説明とし、その後、審査委員会の委員による質疑応答を実施します。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、文書にて参加者全員に郵送で通知します。また、最優秀提案者を市公式ホームページにおいて公表します。

なお、電話等による問い合わせには応じません。

8 契約締結

(1) 契約の締結方法

最優秀提案者と企画提案書に記載された項目に基づき、協議を行ったうえで、契約を締結するための見積合わせを実施し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約により、本業務に係る委託契約を締結します。（この協議の際、提出された企画提案書の内容等について、一部変更する場合があります）

また、最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、優秀提案者と協議のうえ、契約を締結することとします。

なお、最優秀提案者等の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づいて本市が一般競争入札に参加させないこととした同様以上の処分を受けた場合又は「3 参加資格」に合致しないことが明らかになった場合には、契約を締結しないこととします。

(2) 契約書の作成

契約書は 2 通作成し、本市及び受託者の双方が各 1 通を保有します。契約金額は消費税及び地方消費税相当額を内書きで記載するものとします。

なお、契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とし、契約変更についても同様とします。

9 情報公開及び提供

いわき市情報公開条例（以下、「公開条例」という。）に基づき、行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障するとともに、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされること及び市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的として市政情報を公開していることから、本プロポーザルの実施に関する情報について、開示請求があった場合には情報公開及び情報提供するもの。

ただし、個人に関する情報や当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるものなど、公開条例第 7 条第 1 項各号に該当する場合は開示しない。

その他、情報開示にあたっては、公開条例に従って行うものとする。

10 留意事項

(1) 企画提案にあたっては、本実施要領及び仕様書等を熟読し、それらを遵守してください。

- (2) 一事業者につき一提案とします。
- (3) 企画提案書提出後の変更、差し替え、又は再提出を認めません。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じ、かつ、いわき市が承諾した場合については、この限りではありません。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用については、すべて各提案者の負担とします。
- (5) 企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (6) 各提案者が提出した企画提案等は公表しません。ただし、法令に基づく要請があった場合はこの限りではありません。また、提出された企画提案書は返却しません。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、無効とします。
 - ア 本要領に示す参加資格要件から外れた者が行った企画提案
 - イ 本要領及び添付資料の記載内容に従わない企画提案
 - ウ 定められた日時及び場所に提出されなかった企画提案
 - エ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案
 - オ 虚偽の記載をした企画提案
- (8) 企画提案に関する提出書類の著作権等の取り扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属します。ただし、選定結果の公表等において、本市が本業務に関し必要と認めるものについては、提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとします。
- (9) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象になっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとします。
- (10) 後日、一連の企画提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除する場合があります。なお、不正行為等により、本市に何らかの損害を発生させた場合には損害賠償請求を行うこともあります。
- (11) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めることとします。